

中間前金払制度について

建設業における受注者の資金調達の円滑化を支援するため、平成 29 年 4 月 1 日より中間前金払制度を導入しています。

令和 5 年 4 月 1 日以降に公告する工事から中間前払金の限度額（6,000 万円）を撤廃します。

1 中間前金払制度とは

前金払を受けた工事を対象として、当初の前払金（請負金額の 40%以内）に追加して、一定の要件を満たす場合に、請負金額の 20%以内の額を中間前払金として受け取ることができる制度です。

2 対象となる工事

工期が 90 日以上であり、既に前払金の支払いを行っている工事であり、入札公告において、中間前金払いの条件が付されている工事。

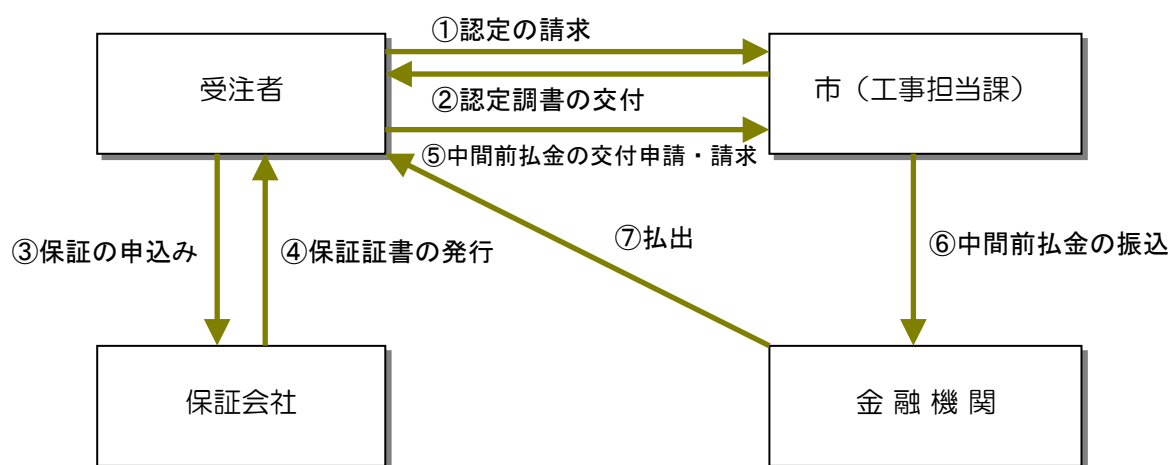
3 中間前金払の額 請負金額の 10 分の 2 以内

4 支払要件（以下の全ての要件を満たすこと）

- ①工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ②工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- ③既に行われた工事に係る経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当すること。

5 部分払との併用 原則として併用することはできません。

中間前金払の手続きの流れ



※ 中間前金払及び部分払のいずれかを受けることができる工事の受注者は、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出する。

【中間前金払を選択した場合】

① 認定の請求

受注者は、「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」、「工程表」、「出来高が確認できる資料（数量表、図面、写真等）」を工事担当課に提出する。

② 認定調書の交付

工事担当課が認定要件を審査し、要件を具備している場合、「中間前金払認定調書」を受理した日から起算して10日以内に受注者に交付する。ただし、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定できない場合は、「中間前金払不認定調書」を受注者に交付する。

③ 保証の申込み

受注者は「中間前金払認定調書」を添えて、保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。

④ 保証証書の発行

保証事業会社が「中間前金払に係る保証証書」を発行する。

⑤ 中間前払金の交付申請及び請求

受注者は、「中間前金払に係る保証証書」を添えて、市（工事担当課）に「中間前払金交付申請書」及び「中間前払金請求書」を提出する。

⑥ 振込

市は、受注者の指定する金融機関の口座に中間前払金を振り込む。

⑦ 払出